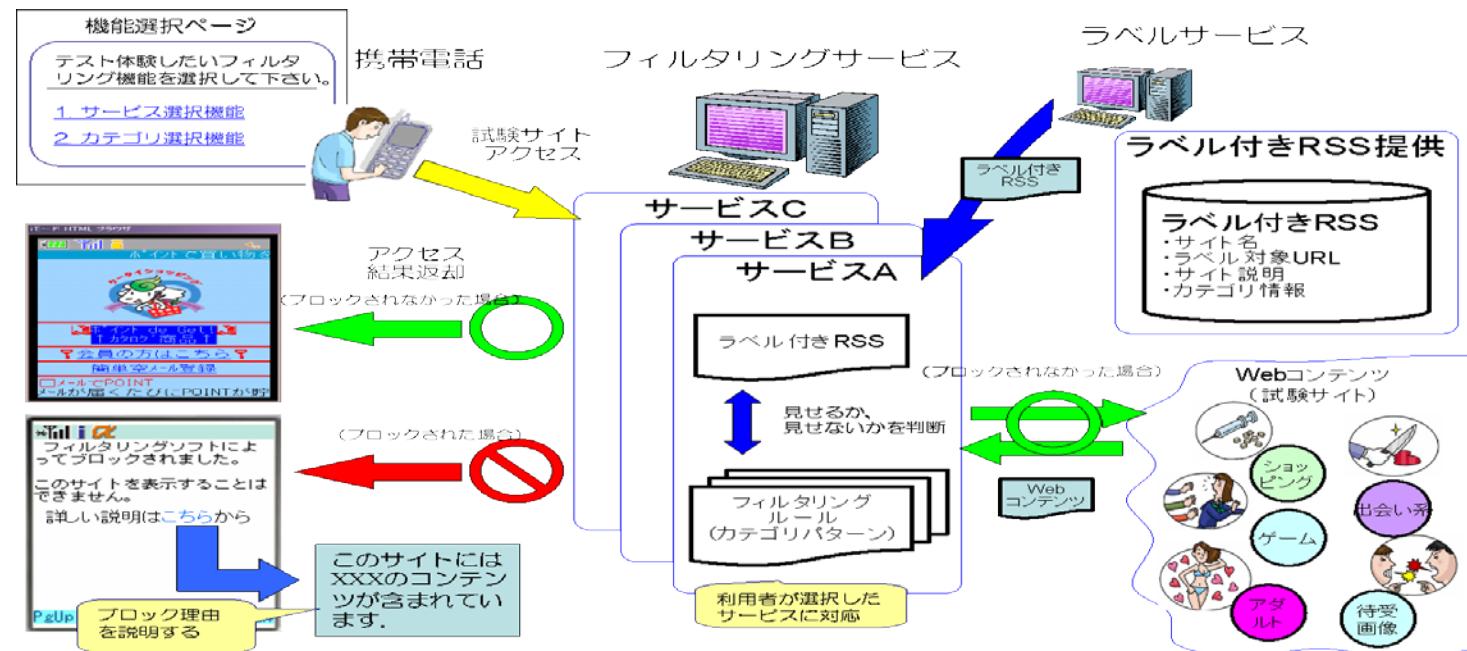


1. 研究開発概要

本研究開発は、携帯電話等からのインターネット接続において、児童が安心してインターネットを利用できる(保護者等が児童に安心してインターネットを利用させられる)環境を整備するために、現在パソコン向けに実現している有害コンテンツのフィルタリング(選択的遮断)機能を、携帯電話向けにも実現すべく、モバイルフィルタリング技術の実現と普及を図ることを目的とする。

また、レーティング(ウェブコンテンツの格付け)・フィルタリング技術の新たな国際標準となることが期待される「次世代PICS(仮称)」を、モバイルインターネット環境が先行する日本において先導していくことにより、国際競争力の強化と経済活性化に貢献することを目指す。



2. 研究開発成果

【成果】 研究開発の検討成果を活かし、各携帯電話事業者はフィルタリングサービスの提供を実現。

→ 研究開発を推進する場として、携帯電話事業者やフィルタリングソフトメーカーが参加する「モバイルフィルタリング技術研究会」を発足させ、本研究開発に資する各種調査や技術的な検討を頻繁に行うことにより、研究成果や問題点の共有等が図られ、この検討の成果が事業者のフィルタリングサービス提供に結びついた。

(1) モバイルフィルタリング標準技術の研究開発

【概要】・モバイルフィルタリングのビジネスモデルの研究及び標準技術仕様(次世代PICS:Platform for Internet Content Selection)の策定を行う。

・標準化はW3C(World Wide Web Consortium)のWGにおいて実施する。

【成果】・次世代PICS(Content Label)の仕様案を策定し、W3CやICRA等と標準化に向けた議論を行った。

・W3Cにおける標準化については、2006年2月、新たな取り組みとしてIncubator Activityがスタートし、その最初のテーマとして、「Content Label」が取り上げられたため、今後はIncubator Groupにおいて更なる検討が進められる。

(2) モバイルフィルタリングシステム技術の研究開発

【概要】・フィルタリングの実装方式・機能に関する検討やプロトタイプシステムの開発及び実証実験を行う。

【成果】・Javaアプリとしてダウンロード可能なSFSブラウザを開発。・携帯電話の標準ブラウザで利用可能なモバイルフィルタリングプロトタイプシステムを開発。

・モバイルフィルタリングプロトタイプシステムを用いて、一般利用者100名を対象とした実証実験を実施。

(3) モバイルレーティングシステム技術の研究開発

【概要】・モバイルコンテンツ特有の文字情報をもとに、有害サイトを識別するための方式の調査研究を行う。・格付け情報を提供するプロトタイプシステムの開発を行う。

【成果】・雑誌などを参照し、携帯電話向け無料コンテンツを500収集し、モバイルフィルタリングプロトタイプシステムに提供。

3. 研究開発成果の展開状況

【平成18年度】

- (総務省) ●平成18年11月、**総務大臣から携帯電話事業者等に対し、フィルタリングの普及促進に関する自主的取組を強化するよう要請。**(総務大臣要請第1回)
●平成19年2月、警察庁及び文部科学省と合同で、**携帯電話のフィルタリングについて、学校関係者や保護者をはじめとする住民に対し、その周知啓発活動に取り組むよう、都道府県知事、教育委員会及び都道府県警察に依頼。**
●平成19年3月、フィルタリングの周知啓発に関するリーフレットを作成、配付。
- (受託者) ●フィルタリングソフトメーカーとのアクションプランに基づき、**パンフレット作成、セミナー開催等のフィルタリングの普及啓発活動を実施した。**
※セミナー開催回数:50回(学校、PTA、自治体、関連団体等)

【平成19年度】

- (総務省) ●平成19年12月、**総務大臣から携帯電話事業者等に対し、青少年が使用する携帯電話等のフィルタリングサービスの導入促進活動を強化するよう要請。**(総務大臣要請第2回)
●平成20年3月、警察庁及び文部科学省と合同で、**昨年の大員要請を踏まえた対応について、学校関係者や保護者をはじめとする住民に対し、その周知啓発活動に取り組むよう、都道府県知事、教育委員会及び都道府県警察に依頼。**
- (受託者) ●フィルタリングソフトメーカーとのアクションプランに基づき、**パンフレット作成、セミナー開催等のフィルタリングの普及啓発活動を実施した。**
※セミナー開催回数:91回(学校、PTA、自治体、関連団体等)

【平成20年度】

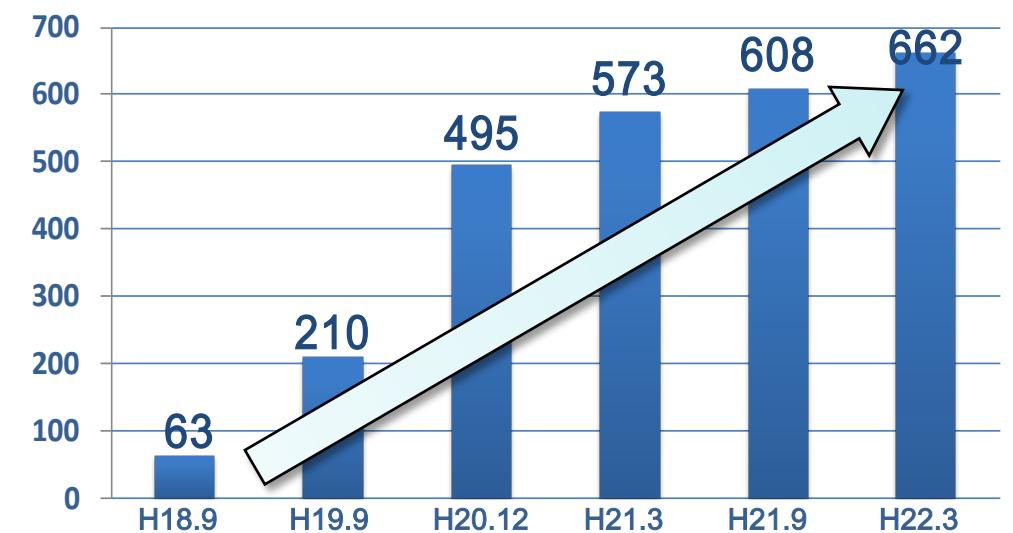
- (総務省) ●平成20年4月、**総務大臣から携帯電話事業者等に対し、利用者の選択肢を増やすサービスの提供を始めとするフィルタリングサービスの改善等に取り組むよう要請。**(総務大臣要請第3回)
●平成20年6月、**携帯電話フィルタリングサービス提供の原則義務化を含んだ、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が成立。**(平成21年4月1日から施行)
- (受託者) ●フィルタリングソフトメーカーとのアクションプランに基づき、**パンフレット作成、セミナー開催等のフィルタリングの普及啓発活動を実施した。**※セミナー開催回数:113回(学校、PTA、自治体、関連団体等)

【平成21年度】

- (総務省) ●平成21年6月、上記法律に基づき「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」が決定され、**フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等、政府が一体となり地方公共団体、保護者、事業者及び民間団体等とも連携を図り、青少年が安全に安心してインターネットを活用できるようにするための施策を推進した。**
- (受託者) ●フィルタリングソフトメーカーとのアクションプランに基づき、**パンフレット作成、セミナー開催等のフィルタリングの普及啓発活動を実施した。**※セミナー開催回数:109回(学校、PTA、自治体、関連団体等)

携帯電話フィルタリングサービスの利用動向について

利用者数(万人) (電気通信事業者協会公表値)



4. 政策へのフィードバック

- 青少年をはじめとした安心安全なインターネットの利用環境整備が喫緊の政策課題となる中で、この研究成果が時宜に適ったものとして、国の施策推進において果たした役割は大きい。⇒「**青少年インターネット環境整備法**」の成立・施行により携帯電話フィルタリングサービスの提供が原則義務化され、**研究成果が法制度に組み込まれるに至ったことは高く評価できる。**
- モバイルフィルタリングの認識率、利用率向上については目標を上回る数値に達しているが、**利用率向上については社会的要請も踏まえ、総務省はじめ関係省庁、関係事業者及び民間団体等が一体となって、普及啓発のための更なる取組を推進していくことが求められる。**